

第 8 4 号議案

東三河都市計画柏原工業用地地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の制定について

東三河都市計画柏原工業用地地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例を、次のように制定するものとする。

平成 2 9 年 1 2 月 6 日提出

蒲郡市長 稲 葉 正 吉

東三河都市計画柏原工業用地地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例

別紙のとおり

提案理由

東三河都市計画柏原工業用地地区計画の区域内における建築物の制限を定めるため提案する。

東三河都市計画柏原工業用地地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第68条の2第1項の規定に基づき、東三河都市計画柏原工業用地地区計画（以下「柏原工業用地地区計画」という。）の区域内における建築物に関する制限を定めることにより、適正な都市機能と健全な都市環境を確保することを目的とする。

(適用区域)

第2条 この条例は、市長が都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第1項（同法第21条第2項において準用する場合を含む。）の規定により告示する柏原工業用地地区計画の区域内において適用する。

(建築物の用途の制限)

第3条 柏原工業用地地区計画の区域内においては、次に掲げる建築物以外の建築物を、建築してはならない。

(1) 工場（統計法（平成19年法律第53号）第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類の大分類E—製造業に属するものに限る。）及び当該工場に関連する研究開発施設並びに流通業務施設（流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律（平成17年法律第85号）第2条第1号に規定する流通業務の用に供するものをいう。）。ただし、次に掲げるものを除く。

ア 法別表第2（り）項第3号（8の3）、（13）及び（13の2）並びに（ぬ）項第1号（1）から（14）まで、（16）から（22）まで、（27）及び（29）から（31）までに掲げる事業を営む工場

イ 産業廃棄物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第2条第4項に規定するものをいう。）の収集、運搬又は処分の用に供するもの

(2) 前号の建築物の従業員のための共同住宅又は寄宿舎

(3) 前2号の建築物に附属するもの（法別表第2（ぬ）項第2号に掲げるものを除く。）

(建築物の壁面の位置の制限)

第4条 建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から敷地境界線までの距離は、4メ

メートル以上でなければならない。ただし、軒の高さ3メートル以下の守衛所その他これに類する用途に供する建築物は、この限りでない。

(公益上必要な建築物の特例)

第5条 市長がこの条例の適用に関して、公益上必要な建築物で用途上又は構造上やむを得ないと認めて許可したものについては、その許可の範囲内において、前2条の規定は適用しない。

(委任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第7条 次の各号のいずれかに該当する者は、20万円以下の罰金に処する。

- (1) 第3条の規定に違反した場合(第3号に規定する場合を除く。)における当該建築物の建築主
 - (2) 第4条の規定に違反した場合における当該建築物の設計者(設計図書を用い
ないで工事を施工し、又は設計図書に従わないで工事を施工した場合におい
ては、当該建築物の工事施工者)
 - (3) 法第87条第2項において準用する第3条の規定に違反した場合における当
該建築物の所有者、管理者又は占有者
- 2 前項第2号に規定する違反があった場合において、その違反が建築主の故意によるものであるときは、当該設計者又は工事施工者を罰するほか、当該建築主に対して同項の刑を科する。
- 3 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、前2項の違反行為をした場合においては、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して第1項の刑を科する。ただし、法人又は人の代理人、使用人その他の従業者の当該違反行為を防止するため、当該業務に対し、相当の注意及び監督が尽くされたことの証明があったときは、その法人又は人については、この限りでない。

附 則

この条例は、柏原工業用地地区計画に係る都市計画法第20条第1項の規定に基づく告示の日から施行する。